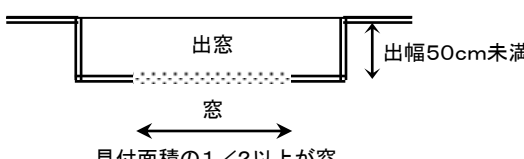
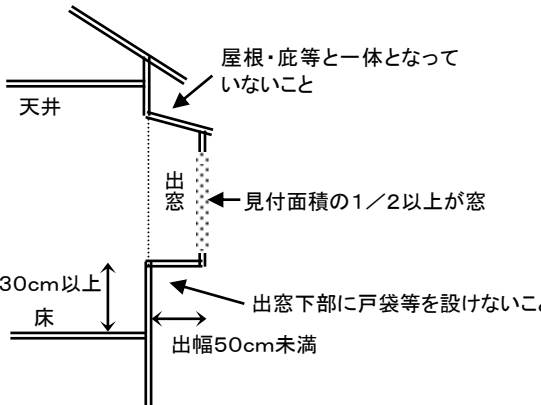


面積、高さ及び階数の算定	該当 条文	法第92条 令第2条第1項第2号
出窓の建築面積の算定		
□ 内 容 出窓部分の建築面積の算定方法		
□ 取 扱 床面積に算入しない出窓については、軒、庇、はね出し縁その他これらに類するものとみなし、原則として建築面積に算入しない。 床面積に算入しない出窓は、下記の各条件を満たすものである。 1. 出窓の下端が床面から30cm以上の高さであること。 2. 出窓が周囲の外壁面からの水平距離が50cm以上突き出ていないこと。 3. 出窓部分の見付け面積の1/2以上が窓であること。 平面図  見付け面積は、室内側から見た鉛直投影面積とする。 断面図 		
□関連資料 床面積の算定方法について（S. 61 住指発第115号）		